

資料 3

「DV防止法の見直しについて
～保護命令部分を中心に～」
(可児構成員資料)

DV防止法の見直しについて ～保護命令部分を中心に～

2021年9月21日
構成員 可児康則

1. 通報の対象となる暴力の形態と保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲の拡大について

『これらの論点は、本質的には非身体的暴力をDV防止法上どのように扱うかの問題であるとし、非身体的暴力については法益侵害の程度、被害者に与えるダメージは身体的な暴力と変わるものではなく、むしろ長期間にわたってそれが持続することによって回復をより困難にさせるものであることから、身体的な暴力と同様に扱うべきである』(今後のDV対策の在り方 33 頁)

※ 野田市児童虐待死亡事例検証報告書(2020年1月)において、虐待の背景にDVが存在したことに関し、「心理的DVは身体的DVより軽いものと考えられがちであるが、心理的DVによって支配された母は子どもを守ることができなくなる点で、外から見やすい身体的DVよりも、子どもにとっての危険度は増大すると考えなければならない。」との言及がなされている(57頁)。

※ 面前DVにつき、子の脳へのダメージは「暴言虐待>身体DV」(友田明美「子どもの脳を傷つける親たち」NHK出版 94頁・2017年8月)

◎通報対象となる暴力

→精神的暴力、性的暴力などの非身体的暴力も通報対象とすべき。

・DV虐待はプライバシー等を理由に長年放置されてきた。

これを改め、被害者の安全のため、プライバシーを制約してでも介入するとしてのDV虐待対策の歴史であり、DV防止法や児童虐待防止法。

・公権力に対するプライバシー保持の必要は認めつつも、どこまで介入を許容するかは、社会の意識とともに変わりうる。

・・・DV法が制定された2001年当時、DV＝身体的暴力と捉えられていた。

DV定義が拡大された2004年の時点でも、身体的DV>非身体的DVと考えられていた。

更に17年の時が過ぎ、上記のとおり、非身体的暴力が被害者(子どもも含む。)に及ぼすダメージの大きさが身体的暴力と遜色ないどころか、長期間にわたり回復を困難にすることが明らかとなった。

「非身体的暴力を身体的暴力と同様に扱うべき」が2021年時点の到達点。

・2004年改正時の議論は、身体的暴力と変わらない非身体的暴力の法益侵害性、被害者へのダメージが明らかになってなお、非身体的暴力を通報対象に加えることを許さない議論とは考えがたい。

※ 怒鳴り声や子どもの泣き叫ぶ声が聞こえるのに身体的暴力がないからと通報対象にもせず、介入しない(放置する)ことを、現在の社会は受け入れるか?

◎保護命令の申立てが可能となる被害者の範囲

→精神的暴力、性的暴力などの非身体的暴力を受けた被害者も申立てを可能とすべき。

・精神的暴力や性的暴力に刑罰を科すのではない。刑罰を科す対象は、保護命令違反。何が保護命令違反に該当するかは明確。

・・・精神的暴力、性的暴力の被害者を申立権者に加えたとしても、刑罰を科される対象となる行為が不明確になることはない。

・裁判所が要件を充足すると判断し、保護命令を発令した場合しか行動の自由が制限されることはない。

・・・精神的暴力、性的暴力の受けたものを申立て可能な被害者に加えても、個人の行動を不当に制限されることにはならない。

2. 通報や保護の在り方について

(1)「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」との規定ぶりの変更など。

立法者によれば、「生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きい」とは、被害者に対し、殺人、傷害等の被害が及ぶおそれがある状況(ぎょうせい「詳解DV防止法2008年版」267頁)。

現行 10 条 1 項

「配偶者からの身体に対する暴力 (①) により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい (②) とき」

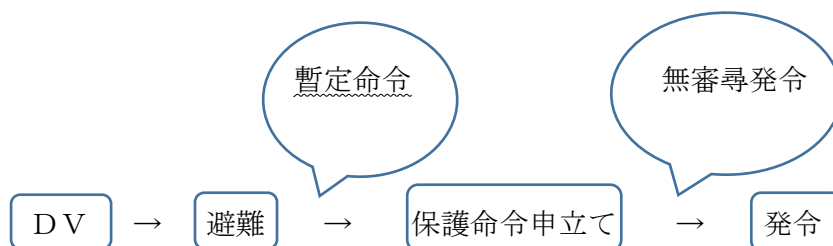
- ・ 制定時のDV法—身体的暴力から被害者の安全を守るための法制度
 - …保護命令も身体的暴力のみを対象とし、その被害者が、更に身体的暴力被害を受けることを防止するための制度として作られた。
- 2007 年改正で、生命身体への脅迫を受けた者も保護命令の申立て可能な被害者に加えられたが、“身体的暴力”被害を受けることを防止するための制度との部分は変更されなかった。

↓

- ・ 2021 年時点の考え方：
 - 非身体的暴力も身体的暴力と法益侵害の程度、ダメージの程度に違いはなく、同様に扱うべき
 - …更なる“身体的暴力”被害を防止する制度ではなく、更なる“暴力”被害を防止する制度に改める必要。さもなくば、非身体的暴力を身体的暴力と同様に扱うことにならない。
 - …繰り返される暴言や長時間の説教で寝かせない等の非身体的暴力から逃れた被害者が、加害者に連れ戻され、再び暴言や説教による睡眠剥奪等の暴力にさらされないためにも保護命令を利用できるようにする必要。
- ・ 現行 10 条 1 項については、
 - ①…「身体に対する暴力」を「暴力」に改める。
 - ②…「重大な」を削除するか、あるいは、他の規定ぶりにかえる。

(2) 暫定的な命令、新たな命令制度の創設など。

ア. 暫定的な命令



- ・無審尋発令（14条1項但書）と暫定命令は、全く異なるもの。
- ・無審尋発令の存在は、暫定命令の必要性を否定しない。

◎暫定的な命令の制度を創設すべき

- ・例えば、警察が関与して一時保護した場合、警察が職権で暫定的な命令を出せるようにする（cf.英国の警察によるDV保護措置）、警察の関与なしに配暴センターが一時保護した場合に、配暴センターによる暫定命令の職権申立てを可能にするなど。
- ・一定期間内に保護命令の申立てがなされなければ失効。

イ. 新たな命令制度など…逃げないDV対応も含め

◎ストーカー規制法の改正を踏まえ、SNSでのつきまとい、GPS等を使用して位置情報を把握することやそれを告げることを禁止行為に追加すべき。

…探索行動のリスクは、ストーカー被害者とDV被害者で異なる。

◎現行の退去命令に加え、少なくとも、接近禁止命令と同様の期間等（後記のとおり、期間1年とし、延長を可能にする。）の退去命令を創設すべき。

『被害者が逃げることを前提とする支援は、就業継続を困難にし、支援そのものへのアクセスをためらわせる原因になると考えられる。また、一時保護と保護命令の件数が減ってきている現状も踏まえ、現行の制度に留まらず、被害者が逃げずに安全確保できるような制度も組み入れていく必要がある』（今後のDV対策の在り方 39頁）

・被害者が逃げることを前提とした引っ越し準備としての退去命令にだけでなく、被害者が逃げずに一定期間生活しうる制度として退去命令も必要。

… DV被害者は、加害者の暴力により居住の自由を奪われている。

加害者の居住の自由を根拠に、退去命令の期間延長を認めない議論は説得力を持たない。

被害者の居住の自由が加害者のそれに劣後する理由がない。

… 生活の本拠が被害者所有や、共有、被告の実家の場合もある。被害者が賃借人の場合もある。

加害者名義でも、婚姻後に取得した不動産なら、被害者に潜在的持分。

退去命令は、生活の本拠の所有権の帰属や賃借人が誰か等を問題にしていない。

保護命令は、実体法上の権利義務関係を変動させるものではない。仮に加害者所有であったとしても、必要最小限の制約として許容されうる。

加害者の財産権を退去命令の期間延長を認めない議論にも無理がある。

◎新たな命令

・諸外国の例では、暴力禁止命令、暫定的な婚姻費用支払い命令、加害者プログラム受講命令など。

・・・加害者プログラム受講を強制しうるかの論点もあるが、それをクリアしたとして、強制されたプログラムで効果が上がるのかの問題もある。

他方で、退去命令と組み合わせることで、逃げないDV被害者の使える制度として設計できないか。

ウ. 現行の保護命令制度の拡充

◎保護命令の期間を1年間に拡大し、延長可能な制度とすべき。

・行政命令であるストーカー規制法の禁止命令（同法5条）は期間が1年と長く、かつ、1年ごとに聴聞を経て更新できる。裁判所による審理を経て、より慎重な判断がなされる保護命令の効力期間をストーカー規制法の禁止命令より短くする合理的理由は見出し難いし、効力の延長を禁止命令より厳格に制限する合理的理由も見出し難い。

・保護命令の申立ての理由となった状況が6か月で静まることは稀であり、通常は、まさに紛争（対立）の渦中。

・保護命令の申立ては簡便でない。僅か6か月の命令のために申し立てることは被害者にとって負担。期間の短さが保護命令申立ての足枷となっている。

・保護命令の効果で加害者の接近がないことも、危険性（更なる身体的暴力による生命身体への重大な危害のおそれ大きいこと）を否定する事情とされ、発令に至らない。“再度の申立ては通らない”が実務家の感覚のため、申立てを勧めないし、利用が少ないのは当然。申立件数が少ないことは、期間拡大や延長可能な制度の必要性を否定する事情ではない。

◎保護命令違反の罰則を「2年以下の懲役又は200万円以下の罰金」とすべき。

- ・制定時、ストーカー規制法における禁止命令に対する罰則等を考慮し、禁止命令違反と同じ1年以下の懲役又は100万円以下の罰金とされたが、後に、禁止命令違反の罰則は2年以下の懲役又は200万円以下の罰金と引き上げられている。
- ・裁判所命令に対する違反を行政命令に対する違反に比して軽く扱う合理的理由もない。